

議案第25号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(石垣市自治功労者表彰条例の一部改正)

第1条 石垣市自治功労者表彰条例(昭和47年石垣市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(石垣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 石垣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和47年石垣市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(石垣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 石垣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和47年石垣市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年石垣市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項から第5項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が施行されることに伴い、関係条例において所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市自治功労者表彰条例(昭和47年石垣市条例第4号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（表彰の基準）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に該当する者で、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、現に執行中の者又は選挙権の停止処分中の者は表彰しない。</p> <p>（待遇の停止）</p> <p>第5条 功労者が次の各号のいずれかに該当する期間中は、第4条の規定による待遇を停止する。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ執行中の期間</p> <p>(2) (略)</p>	<p>（表彰の基準）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に該当する者で、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、現に執行中の者又は選挙権の停止処分中の者は表彰しない。</p> <p>（待遇の停止）</p> <p>第5条 功労者が次の各号のいずれかに該当する期間中は、第4条の規定による待遇を停止する。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ執行中の期間</p> <p>(2) (略)</p>

石垣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和47年石垣市条例第58号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状によりその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状によりその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>

石垣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和47年石垣市条例第64号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(欠格条項) 第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2) (略)</p>	<p>(欠格条項) 第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2) (略)</p>

石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年石垣市条例第13号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則 (経過措置) 第3条（略） 2（略） 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書(保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))に限る。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)（略） 4 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報(公文書に記録されたものに限る。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 5 前条の規定の施行前において旧実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 6・7（略）</p>	<p>附 則 (経過措置) 第3条（略） 2（略） 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書(保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))に限る。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)（略） 4 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報(公文書に記録されたものに限る。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 5 前条の規定の施行前において旧実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 6・7（略）</p>